

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号</b> 議案第20号
<b>議案名</b> 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b> <p>執行機関の附属機関を次のとおり改めるため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>① 宝塚市行政評価委員会を新たに設置する。（議員の委員枠はなし。）</p> <p>② 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、新たに宝塚市協働の指針策定委員会及び宝塚市文化振興に関する条例検討委員会を設置する。（議員の委員枠はなし。）</p> <p>③ 市議会議長から申入れのあった宝塚市社会福祉審議会について、委員構成を変更し、委員から議会議員を除外し、新たに市内の公共的団体等の代表者を追加する。</p>
<b>論点1 新たに設置する委員会の設置の背景・妥当性・市民参画について</b> <b>＜質疑の概要＞</b> <p>問1 行政評価委員会について、一部有識者や公共的団体等の代表者が参加するだけで市民参画と言えるのか。</p> <p>答1 平成14年にまちづくり基本条例、市民参加条例を制定し、市民参画の仕組みづくりを図っている。審議会等に公募による市民委員の参画を図っているほか、パブリックコメントやワークショップの仕組みを導入し、計画の段階から市民の意見を反映することとしている。</p> <p>問2 市民委員や公共的団体の代表者の選出にどのような配慮をしているか。</p> <p>答2 委員総数に占める市民委員の割合、女性委員の割合は4割を目標、他の審議会等との併任は3つ以内、就任期間は10年以内、公募方法のやり方について指針を定め運用している。</p> <p>問3 文化振興に関する条例検討委員会の委員枠に、「市長が適當と認める者」とあるが、その趣旨は。</p> <p>答3 公募市民による「文化の薫るまちづくり研究会」があり、文化振興の研究に市民が関わってきた。これらの方にも文化振興に関する条例検討委員会に参加を求めるため「知識経験者又は市長が適當と認める者」という枠を設けた。</p>
<b>論点2 設置目的と市施策への反映について</b> <b>＜質疑の概要＞</b> <p>問1 行政評価委員会の審議結果を、どのように市の施策に反映していくのか。</p> <p>答1 外部の評価を市の施策に反映する仕組みであり、具体的な指摘を受け施策に反映したい。</p> <p>問2 他市では、公認会計士や大学教授などライセンスをもった委員で審議している。</p>

行政施策の評価は、従来の審議会とは違う。行政施策への切込みが必要であり、自治会、コミュニティなど公共的団体の代表では公正な議論にならない。

答2 専門性が求められると認識しており深い議論をいただきたい。協働の視点から市民との協働についても仕分けは出てくると思う。施策評価が甘くならないようご意見を踏まえ検討したい。

問3 まちづくりは市全体で取り組む課題。文化は市長部局、文化財は教育委員会というのではなく、市民のまちづくりの骨格と文化を取り上げ、一体的に考えていく必要がある。その方向性は。

答3 文化行政は市長、生涯教育、生涯スポーツは教育委員会が所管している。市長部局に一本化する方が適切ではとの意見もあり、教育委員会へも検討を指示している。

#### 自由討議の概要

議員A 行政評価委員会は外部の視点を入れた議論が重要。事業仕分けによる形で、市民の参加を求めては。

議員B 市内の公共的団体の代表者は変更をした方がよい。

議員C 行政評価委員会の設置に対する意見ではどうか。

(附帯決議案について協議)

議員B 委員会の提言を尊重し、とまですると、市の施策に意見が言えなくなる。

討 論 なし

そ の 他 附帯決議を可決（全員一致）

審 査 結 果 可決（全員一致）

#### 付帯決議の内容

議案第20号執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議案

行政評価委員会の設置について

行政評価委員会委員の選任にあたっては、適正、公正性の確保に努めること。

また、行政評価委員会から提出された評価結果については、市の施策を決定するにあたり十分に勘案すること。

以上決議する。

平成24年（2012年）3月6日

総務常任委員会

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第21号
議案名	宝塚市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	
市議会議長から申入れがあった宝塚市介護保険運営協議会等の委員構成を変更するため、条例の一部を改正するもの。	
<ul style="list-style-type: none"><li>① 宝塚市介護保険運営協議会委員から議会議員を除外し、定数を削減する。</li><li>② 宝塚市環境審議会委員から議会議員を除外し、定数の上限を引き下げる。</li><li>③ 宝塚市都市計画審議会委員のうち議会議員の人数を8人から5人以内に変更し、定数の上限を引き下げる。</li></ul>	
<b>論点1 委員構成の市民参画について</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1 議員は市民の代表でありその意見が抜けてしまうことになる。代わりに市民の意見を反映する手立てが必要では。	
答1 市民参加のまちづくりの観点から、審議会の運営に関する指針を作成し公募による市民委員の参加を図っており、適切に対応していく。	
自由討議	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第22号
議案名	宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、「地方税法」及び「地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されることなどに伴い、市税を次のとおり改めるため、条例の一部を改正するもの。	
<ul style="list-style-type: none"><li>① たばこ税の税率を、1,000本につき4,618円から5,262円に引き上げる。</li><li>② 分離課税に係る所得割の額の特例を廃止する。</li><li>③ 市たばこ税の税率の特例を、1,000本につき2,190円から2,495円に引き上げる。</li><li>④ 個人の市民税の税率の特例を追加し、平成25年度から平成35年度までの間、個人の市民税の均等割の額を500円加算する 等。</li></ul>	
<b>論点1 改正による影響について</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1 市民に与える負担増は。	
答1 たばこ税は、市税と県税の負担割合を変更するもので、総額に変更はなく市民の負担増はない。	
市民税の分離課税は、昭和42年から特例で税額の1割が減額されていたが、特例が廃止されることにより市税は増収となる。	
また、個人市民税の均等割の部分が、防災に関する施策のため、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、500円増額され3,500円となる。年間5,100万円程度の増収を見込んでいる。	
問2 市民税の均等割の増収額は、防災対策経費に充当するのか。	
答2 特定財源ではないが、平成23年から平成27年までの5年間は、市が行う防災対策にかかる費用に充てるよう求められている。	
問3 防災対策の優先順位は。	
答3 学校の耐震化に取り組んでおり、それを含め防災対策に取り組む。	
<b>自由討議</b> なし	
<b>討論</b> (反対討論)	
市民の負担増につながる制度改正である。防災対策は必要であるが、負担のあり方に問題がある。	
<b>その他</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（賛成多数） 賛成7人 反対1人	

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第24号
議案名	宝塚市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	
<p>宝塚市特別職報酬等審議会の答申における市議会議員の議員報酬の額の改定に準じて、特別職の職員で非常勤のものの報酬を改定するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>特別職の職員で非常勤のものは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育委員会委員</li><li>・選挙管理委員会委員</li><li>・監査委員</li><li>・公平委員会委員</li><li>・農業委員会委員</li><li>・固定資産評価審査委員会委員</li><li>・専門委員</li><li>・選挙立会人</li><li>・投票所の投票立会人</li><li>・介護認定審査会委員</li><li>・執行機関の附属機関の委員</li><li>等。</li></ul>	
論点 1 月額報酬の妥当性について	
<質疑の概要>	
<p>問1 地方自治法では、非常勤の特別職は日額が原則であり例外的に月額支給が認められているもの。全体的なルール作りは。</p>	
<p>答1 専門委員に考え方の一般的なルール作りをお願いしている。明確な時期は答えられないが、平成24年度上半期を目標に報告をいただけるようお伝えしたい。</p> <p>実施時期は、年度途中からか、平成25年度からか、あるいは任期の更新時からか、それも含めご意見をいただきたいと考えている。</p>	
自由討議 なし	
討論	
(反対討論)。	
市行政も問題意識をもっていることは承知しているが、市税で生活している者は自ら身を削る姿勢を示す必要がある。早く結論を出し、できるところから取り組んでいただきたかった。	
その他 なし	
審査結果	可決（賛成多数） 賛成7人 反対1人

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号</b> 議案第25号
<b>議案名</b> 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b> <p>宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長と副市長の給与月額を改定し、さらに自主カットとして、引き続き平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、改定後の額から減額するため、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>また、市長及び副市長の給与の改定に準じて、教育委員会教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の給与月額をそれぞれ減額改定し、さらに自主カットとして、引き続き平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、それぞれの給与月額を改定後の額から減額するため、宝塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例及び宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正するもの。</p>
<b>論点</b> 1 行財政改革の取り組み経緯と宝塚市財政について 論点 2 改正の妥当性について
<b>＜質疑の概要①＞</b> <p>問1 自主カットの期間についてはどうなのか。</p> <p>答1 前回の報酬等審議会の答申を受け、平成20年1月1日から行革大綱の期間である平成23年3月31日までに改正された。その後、平成23年度に報酬等審議会を開催することから、自主カットの期間を1年延長し平成24年3月31日までとした。今後3年ごとに報酬等審議会を開催し、特別職の職員の報酬を審議することから、それに合わせ平成27年3月31日までの3年間とした。</p>
<b>自由討議の概要</b> <p>議員A 選挙で市長が変わった場合でも、自主カットは継続できるのか。</p> <p>議員B 自主カットを平成27年3月31までの3年間とする提案だが、市長が変わらうが変わるまいが、新しい市長が新たに提案すれば良いこと。</p> <p>議員B 本来の報酬を定める本則での話ならその通りと思うが、自主カットについては本人の任期中に限るべき。</p> <p>議員C 報酬等審議会の答申が3年ごとに行われるなら、答申が求める自主カットの意志を継続するのは妥当と思う。新しい市長が自主カットの額を増減するのであれば、そこで条例改正を提案すれば良いこと。今この条例案を修正する必要はないと考える。</p> <p>議員D 報酬等審議会の答申を受けての条例改正案であり妥当と思う。</p> <p>議員E 自主カットの案を議論する話ではないと思う。自主カットは自らが決定すべきものであり、報酬等審議会が自主カットを決めるものではない。カットが必</p>

要なら、本則で定める報酬額をより大幅に削減する答申をすれば良いこと  
議員B 自主カットに異議を唱えているわけではない。市長が権限を超えて自主カットを提案するのは良くないため任期中にするよう求めたもの。

＜質疑の概要②＞

問1 自主カットとしては問題がある。今後は良く考えていただきたい。

答1 報酬等審議会の答申は本則で定め、自主カットは権限の及ぶ範囲内であること  
を認識し対応していきたい。

討 論

(反対討論)

特別職職員はもっと自主カットをするべきではないか。

そ の 他 なし

審査結果 可決（賛成多數） 賛成7人 反対1人

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第26号
議案名	宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	
暴力団が、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民の生活や社会経済活動に介入し、多大な悪影響を与えていていることから、全国の自治体において暴力団排除条例の制定、施行が進められている。兵庫県においても平成23年（2011年）4月1日に暴力団排除条例が施行され、社会全体の認識のもとに暴力団の排除を推進していく必要があることから、本市においても暴力団排除の措置を徹底し、実効性のあるものにするために、条例を制定しようとするもの。	
<b>論点1 条例の必要性、妥当性、公益性、実効性、あり方について</b>	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1 暴力団追放推進協議会に弁護士や弁護士会が入っていない理由は。	
答1 市民もしくは市内の関係団体等が協力して暴力団の追放を推進することが目的で設置したもの。すぐに法的措置をとるものではないため弁護士は入っていない。必要があれば、弁護士に依頼して総会等に出席してもらう。	
問2 暴力団ではないかとの疑いがあるときは警察に照会を行うとなっているが、どのようにするのか。	
答2 警察と協定を結び、名簿を提出し回答を得る予定。契約関係については、契約時に役員名簿等の提出を受ける。市営住宅入居者に関しては既に実施しており、事前に照会することがある旨は伝えてある。照会内容は、氏名、住所、生年月日を予定している。	
問3 暴力団ではないかとの疑いがあるときとはどのようなときか。	
答3 外部から通報を受けたとき。また、契約時などに疑わしいと思われるとき。	
問4 警察については、刑事二課だけでなく市民安全課なども連携して取り組む必要がある、警察との協定はそのような内容になるか。	
答4 警察全体でバックアップしていただけるとの話もあり、協定書にも記載できるよう調整したい。	
問5 行政対象暴力に対して、条例によりどのような対策を強化するのか。	
答5 警察との連携を深め、行政対象暴力や不当要求行為の対策の充実、強化を図る。	
<b>自由討議</b> なし	
<b>討論</b> (賛成討論)	
市民の人権が不当に制限されてはいけない。しっかり配慮し詳細を検討していただきたい。	
<b>その他</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第46号
議案名	兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
議案の概要	
兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する団体のうちの1団体の名称が変更されるこ とに伴い、組合規約の一部を変更するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を 求めるもの。	
論 点	なし
質 疑	なし
自由討議	
討 論	なし
その他	
審査結果	可決（全員一致）

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第59号
議案名	平成23年度宝塚市一般会計補正予算（第6号）
<b>議案の概要</b>	
平成23年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ10億7,800万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ702億5,464万4千円とするもの。	
また、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をそれぞれ追加するもの。	
<b>歳出予算の主なもの</b>	
(増額)	
① 小学校、中学校及び幼稚園の施設耐震化事業	
② 水防対策事業で、防災（水防）倉庫新築工事費を計上	
(減額)	
① 新基幹系システムの導入時期の延期に伴う電子計算機借上料及び基幹系システムサービス使用料を減額	
② 執行額の確定に伴う執行残などを減額	
<b>歳入予算の主なもの</b>	
(増額)	
① 国庫支出金の学校施設環境改善交付金を増額	
② 市債の小学校、中学校及び幼稚園の施設整備事業債を増額	
(減額)	
① 国庫支出金の子ども手当負担金を減額	
② 繰入金の財政調整基金とりくずし及び公共施設等整備保全基金とりくずしを減額	
<b>論点1</b> 予算編成と執行のあり方について	
<b>論点2</b> 増額補正の妥当性・必要性について	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1 子ども手当金についての大きな減額の理由と未申請者の有無については。	
答1 減額については、単価の変更の影響が大きな要因。また、制度変更により全ての対象者が申請をすることとなったため、市広報誌やホームページで周知を図るとともに、2月1日時点の未申請者935世帯に対して個別に通知をしたが、約280世帯が現在未申請。	
問2 妊婦健康診査の受診状況は。	
答2 平成23年12月末現在の助成人数は2,498名、助成金額は9,734万円余。	
問3 減額補正となっている商店街空き店舗活用事業の現状は。	
答3 市内の12商店街の全店舗数487軒のうち103軒が空き店舗となっており、空き店舗率は21.1%。	
問4 基幹系システムサービスにより開始される新たなサービスの内容は契約の相手	

方と一致しているか。各仕様内容を満たしているかどうかで、契約相手方とトラブルになった場合対抗できるのか。

答4 契約上の各仕様内容を満たすことが新たなサービスの条件。担当部の意見を取り入れ、情報政策課と共に交渉することや、弁護士と協議して覚書を作成するなどしており、市の責任でスタートできないことがないように、現在進めていることを間違いのないように進めたい。第三者での検証については別途検討する。

問5 小中学校校舎耐震化の状況と今後の計画は。

答5 小中学校校舎 211 棟のうち、耐震化工事の必要があるものが 89 棟で、そのうち平成 23 年度末で 31 棟の耐震化が完了。残る 58 棟についての今後の工事計画は、今回の補正予算で 12 棟、平成 24 年度に 9 棟、平成 25 年度に 7 棟、平成 26 年度に 12 棟、平成 27 年度に 18 棟実施し完了する予定。幼稚園については、耐震化が必要な施設は 4 棟で、平成 23 年度補正予算で 2 棟、平成 27 年度に 2 棟実施する予定。

問6 平成 27 年の工事予定が多いが予算的には問題はないのか。

答6 後になるほど I s 値の高い建物となる。工事の規模が小さくなり、予算的には同程度になる見込み。

問7 防災（水防）倉庫の安全性、また搬入・搬出に不都合はないか。

答7 武庫川や塩谷川の水位上昇による影響については問題はなく、また敷地内で車の転回ができるため、物資の搬入・搬出にも問題はない。また前面道路について狭隘道路の整備計画がある。

問8 予防接種事業の増額は子宮頸がんワクチンの需要増のことだが、需要増の理由は。また供給状況は大丈夫なのか。

答8 平成 23 年 4 月にワクチンの供給不足が発生したため 8 月ごろまで接種が控えられた、その後ワクチンの供給不足が解消されたため需要が伸びた。また、その 2 回目の接種や来年度助成対象となるための初回の接種を見込み、今回 2,300 回分を増額。現在ワクチンの供給不足についてメーカーからの連絡は受けていない。また平成 23 年 9 月に 2 種類目のワクチンが認可されたため、現在のところ供給不足は生じない見込み。

自由討議 なし

討論 なし

その他 なし

審査結果 可決（全員一致）

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第60号
議案名	平成23年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）
議案の概要	
平成23年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ3,808万5千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ225億6,348万5千円とするもの。	
歳出予算の主なもの	
<ul style="list-style-type: none"><li>① 国保連合会負担事業を増額</li><li>② 特定健康診査等事業を減額</li></ul>	
歳入予算の主なもの	
<ul style="list-style-type: none"><li>① 安定繰入金、その他一般会計繰入金を増額</li><li>② 療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金を減額</li></ul>	
論点 1 予算編成と執行のあり方について	
<質疑の概要>	
問1 特定検診4,300万円減額の理由は。	
答1 震災等の影響もあり、4月の受診率が低かったため。予算要求額は国の検診目標率に基づき55%であったが、受診率が低く減額となった。	
問2 平成24年度は国の目標である65%をめざすのか。	
答2 より高い受診率をめざして取り組む。休日受診を本年度1回実施、平成24年度は複数回の実施とし、自営業者等に受診していただけるよう、健康センターとともに工夫したい。	
自由討議	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第61号
議案名	平成23年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第2号）
議案の概要	
平成23年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ18万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,279万4千円とするもの。	
歳出予算の内容	
職員共済組合負担金の基礎年金拠出金に係る公的負担率の改正に伴い同負担金を増額するもの	
歳入予算の内容	
一般会計からの繰入金を増額する	
論 点 なし	
質 疑 なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
その他の なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第62号
議案名	平成23年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第3号）
議案の概要	
平成23年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ64万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,270万8千円とするもの 歳出予算の主なもの。 ① 死廃共済事業を増額 ② 農作物共済勘定の予備費を減額	
歳入予算について ① 業務勘定からの繰入金、一般会計からの繰入金、農作物共済勘定からの繰入金を増額	
論点 なし	
質疑 なし	
自由討議 なし	
討論 なし	
その他 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第63号
議案名	平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）
議案の概要	
平成23年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億6,279万5千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億6,034万1千円とするもの。	
歳出予算の主なもの	
① 介護サービス等給付事業を増額 ② 地域密着型介護サービス等給付事業を減額	
歳入予算の主なもの	
① 国、県からの介護給付費負担金、介護給付費交付金、介護給付費繰入金、介護給付費準備基金とりくずしを増額 ② 国、県からの地域支援事業交付金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金を減額	
論 点	なし
質 疑	なし
自由討議 なし	
討 論	なし
そ の 他	なし
審査結果	可決（全員一致）

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第64号
議案名	平成23年度宝塚市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第2号）
議案の概要	
歳入予算について ① 一般会計において防災（水防）倉庫を新築するにあたり、特別会計が所有している用地を一般会計で取得することから、一般会計からの繰入金を増額する。 ② 公共用地先行取得事業債の借換を取りやめるため、同額を減額する。  ※ 平成23年度宝塚市特別会計公共用地先行取得事業費の歳入歳出予算の総額には増減はない。	
論 点 なし	
質 疑 なし	
自由討議 なし	
討論 なし	
その他 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第65号
議案名	平成23年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第3号）
議案の概要	
平成23年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ608万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億3,889万1千円とするもの。	
歳出予算について	
<ul style="list-style-type: none"><li>① 兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定制度負担金の確定に伴い同負担金を増額する</li><li>② 職員共済組合負担金の基礎年金拠出金に係る公的負担率の改正に伴い同負担金を増額する</li></ul>	
歳入予算について	
<ul style="list-style-type: none"><li>① 職員給与費等繰入金、保険基盤安定繰入金をそれぞれ増額する</li></ul>	
論 点	なし
質 疑	なし
自由討議 なし	
討 論	なし
そ の 他	なし
審査結果	可決（全員一致）

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案第66号～第74号（一括審査）
議案名	第66号 平成23年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算（第1号） 第67号 平成23年度宝塚市特別会計山本財産区補正予算（第1号） 第68号 平成23年度宝塚市特別会計中筋財産区補正予算（第2号） 第69号 平成23年度宝塚市特別会計中山寺財産区補正予算（第1号） 第70号 平成23年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算（第1号） 第71号 平成23年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算（第1号） 第72号 平成23年度宝塚市特別会計小浜財産区補正予算（第1号） 第73号 平成23年度宝塚市特別会計鹿塩財産区補正予算（第1号） 第74号 平成23年度宝塚市特別会計鹿塩・東蔵人財産区補正予算（第1号）
議案の概要	
これらの補正予算のおもな内容	
歳入について	
① 区有金利子等の増減により予算額を変更する。	
歳出について	
① 一般管理事業及び財産管理事業の中で延期や中止等により不用になった予算を減額し、増額した歳入額とともに、歳計外の財産区区有金に積み立てるための繰出金として編成する。	
※ 議案第72号平成23年度宝塚市特別会計小浜財産区補正予算については、あわせて、歳入に関して、雑入の精算金及び返還金を増額するもの。	
論点	1 財産区財産の管理のあり方について
<質疑の概要>	
問1	財産区会計のあり方について市が指導をしているか。
答1	定期的に協議会を開催しルール説明をおこなっている。本年度より特別会計となり、透明化でき、より適正な処理となった。
問2	財産区には、当該財産区内に住所を有するもので、7人以内の財産区管理人を置くことになっているが、住所の範囲などのルールはあるのか。
答2	それぞれの財産区で一定のルールを持って行っているところが多いが、ルールができていないところもあり、市として指導にあたっている。
問3	財産区の財産の処分にあたり、事務に要する費用として、市に支払われる金額は。
答3	財産を処分した場合は、処分代金の15%を市へ支払うこととなる。
問4	財産区に係る人件費はどのくらいか。
答4	0.5人分程度。事務費として利息の3%をいただいている。平成22年度で100

万円ほど。

問5 約400万円の人物費負担に対して、100万円ほどの負担しかしてもらっていない。相当な負担をしてもらうべきではないか。

答5 事務費については、他市ではもらっていない。財産処分時の15%のみ。100万円相当の額は区有金の金利の3%であるが、区有金の額にもバラつきがあり、負担のアンバランスがある中でさらに負担を求めるることは難しい。また、特定の財産区について負担がかかっているため、全体の財産区に理解いただくことも難しい。

自由討議 なし

討論 なし

その他 なし

審査結果 可決（全員一致）

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号</b>	① 議員提出議案第5号 ② 議員提出議案第6号
<b>議案名</b>	①②とも 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	
① 宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長の議員報酬を「732,000円」から「719,000円」に、副議長の議員報酬を「659,000円」から「646,000円」に、議員の議員報酬を「610,000円」から「593,000円」に減額するため、宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもの。	
② 宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長、議員の議員報酬を減額し、さらに3割の自主カットを、当分の間行うため、宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもの。	
<b>論点 1 改正の妥当性について</b>	
<b>&lt;委員から修正案1を提出（修正案の概要）&gt;</b>	
議員提出議案第5号については、自主カットを追加し、自主カット分も含め現行の議員報酬額の2割減額となるよう修正。議員提出議案第6号の対しては、自主カット分を含め、現行の議員報酬額の2割減額となるよう自主カットの額を変更するもの。ただし、いずれも自主カット分については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限る。	
<b>&lt;質疑の概要①&gt;</b>	
(議員提出議案及び修正案に対する質問にはそれぞれ提案した議員が答えています)	
(議員提出議案第5号について)	
問1 報酬等審議会の答申についてはどのように捉えているのか。	
答1 報酬等審議会の答申を受け、その意志を受け入れ、議員報酬の本則を改正するもの。	
問2 議会基本条例24条に定める、議員報酬を定めるに当たり、市民の客観的な意見を参考にすることと、報酬等審議会の答申の関係についてはどう考えるか。	
答2 報酬等審議会には市民の意見が反映されている。答申を尊重し、議会として合意形成できることからやつていかないと前には進まない。	
問3 自主カットについての考えは。	
答3 自主カットについては様々な意見があり合意形成に至らなかった。自主カットを拒否しているわけではなく、しっかりと受けとめている。議員間で話しあって決定していくものと考えている。	

(議員提出議案第6号について)

問1 報酬等審議会の答申についてはどのように捉えているのか。

答1 答申が出た当初は、3割カットを求める立場から見ると答申の内容に違和感があり、市民の意見の反映が弱いと感じたが、まずは答申を受け入れて議員提案をした。

問2 議会基本条例24条に定める、議員報酬を定めるに当たり、市民の客観的な意見を参考にすることと、報酬等審議会の答申の関係についてはどう考えるか。

答2 市議会基本条例に定める市民の意見を聴く仕組みづくりができ、答えが出ればそれに従えば良い。今は過度期にありこれしかないと考えた。

問3 自主カットについての考えは。

答3 さらなる自主カットを含め4月1日から実施すべき。

(修正案1について)

問1 報酬等審議会の答申についてはどのように捉えているのか。

答1 自主カットの時期が課題。4月1日から実施すべきとの思いで修正案を提出した。報酬等審議会の答申に従い早くやらねばならないとの思いである。

問2 議会基本条例24条に定める、議員報酬を定めるに当たり、市民の客観的な意見を参考にすることと、報酬等審議会の答申の関係についてはどう考えるか。

答2 報酬等審議会が市民の代表であり、議会基本条例に定める市民の意見であると聞いている。まずは早急に行動することだと思う。

問3 自主カットについての考えは。

答3 4月1日から実施すべき。

問4 自主カットの期間を平成27年3月31日までとするとのことだが、この3年間に、市民の客観的な意見を聴くしきみができ、修正案の額と異なった場合どうするのか。当分の間としたほうがよいのではないか。

答4 議会での合意があれば変更はできる。あいまいにするより明確に定めたほうがよいのでは。

<委員から修正案2を提出（修正案の概要）>

議員提出議案第5号に対しては、5%の自主カットを追加、第6号の議案においては、自主カット分を30%から5%に修正するもの。

<質疑の概要②>（修正案に対する質問には修正案を提案した議員が答えています）

(修正案2について)

問1 支給額に端数が出ているが、千円単位で括ることはできないか。

答1 市長の自主カットを参考に、改定後の額の5%を削減したものである。

## 自由討議の概要

- 議員A 報酬等審議会が開催されているので、その答申に従えば良い。
- 議員B 金額の妥当性が課題となるが、合意できなければ何もできない議会となる。
- 議員A 削減だけが改革なのか。行政改革と言えば給与削減がすぐ出てくるが必ずしもそうとは思わない。
- 議員C 議会改革はどういう自治の仕組みを作るかであり、意見調整には時間がかかる。

報酬等審議会の答申に、「市長、副市長と議会議員とは同様に本審議会の審議対象であるにもかかわらず、自主カットについては扱いに差がみられることは奇異に感じられた」記されているが、市長は施策をつくる立場にあり退職金もある。議員とは役割や制度に違いがある。報酬額だけの話ではなく議会の仕組みを充実させることが議会改革である。

- 議員D 自主カットは、今後、議会全体で合意をめざしていけば良い。
- 議員C 現在、合意しているのは本則に定める削減部分だけであり、自主カット部分は合意していない。市議会の活動日数は大幅に増加している。議員を拘束する期間は長くなっている、兼職で議員をすることは困難になっている。議員報酬の引き下げは専業で議員を続けることを困難にし、不労所得のある人しか議員になれなくなる。議員構成も含め、あり方を考えることが大切である。
- 議員E 報酬等審議会が求めているにもかかわらず、自主カットに踏み込めないでいるのはいかがなものか。
- 議員F 議員活動は忙しいが、退職金もなければ年金もなく老後の保障はない。若い議員を育てることのできる議会でなければならない。

## <委員から修正案2撤回の申し出>

※ 修正案2の提出議員より、修正案2を撤回したいとの申し出があり、委員長から報告され承認された。

質疑終結の動議 可決（賛成多数） 賛成5人 反対3人

※ 本議案の審査が2日目となった3月21日に一通り議論を深めた後、議員から、これ以上質疑（自由討議も含む）を継続しても、同じ議論の繰り返しにしかならない。それぞれ議案又は修正案として提出しているものについて判断すべきである。質疑を終結し、次に進んでいただきたいとの動議が出され、質疑終結の動議が可決されたため、質疑を終結し討論、採決に進みました。

## 討 論

議員 1 全国の市議会の議員報酬額の平均とほぼ均衡な額で提案している。（第 5 号に反対、第 6 号に賛成、修正案 1 に反対）

議員 2 全国市議会議長会の調査でも、本市議会の議員報酬額は非常に高額だ。同規模の市の議員報酬額から考えても 2 割減額が適当。また、自主カットすることに異議がないのであれば、スピード感をもって取り組み、市長側に行財政改革をアピールするためにも、議会自らが率先して範を示すべきでは。（修正案 1 に賛成）

議員 3 2 割、3 割削減の案は、公務員給与削減の範を示すことが目的、しかし、単に公務員の給与削減がよいのか、現在の景気低迷に対しては、内需拡大が必要であり、個人消費を増やすためにも、労働者の賃金を下げる動きは好ましくない。今回の報酬等審議会においては、人口規模だけでなく、公債費比率や将来負担比率を始め緻密な計算により答申されたものであり、答申は尊重する。自主カットについては、議会改革の一環として議論し、多くの議員の合意により決定することが好ましい。（第 5 号に賛成、第 6 号に反対、修正案 1 に反対）

議員 4 報酬等審議会の答申は、報酬の適正額の決定については、誰もが客観的に合意できる一般理論は存在しないことを大前提に検討されている。報酬とは自身の身体 1 つで労働とサービス提供することへの対価であり、目に見えるものに對してではない。また、雇用関係のない議員にとって、労働等に対する判定を受ける機会は選挙しかない。報酬削減を選挙公約として利用されることには、議会の質の低下が懸念される。議員報酬削減が本当に市民のためになるのかも疑問。議員報酬額の決定には第三者の公平かつ公正な視点が必要であることから、報酬等審議会の答申に従うことが妥当である。議員報酬の減額は市民にとってもわかりやすく、アピールに使われやすい。しかし、市民の中には、がんばっているのだから議員報酬を上げてもいいという方もいる。議員がどうあるべきか、議員の良識を疑われる問題であり、安易な議員報酬の削減に関する議論は、未来に大きな禍根を残すことになる。（第 5 号に賛成、第 6 号に反対、修正案 1 に反対）

議員 5 議員報酬をどうするかは、議会のあり方と密接にかかわっているもの。行革の手段として考えられがちだが、議会としては、どんな構成でどんな仕事をする議会にするかということで、議会改革の中で議論すべきもの。自分たちの議員報酬のことだけを考えるのではなく、将来の議会を適正な人材に担っていただけのよう考えなければならない。むやみな削減はできない。現在の議員は常日頃からの調査や研修に努め、能力・資質を向上させながら活動していくなければならない。また、任期途中で市長の不信任決議をし、突然解散しなければならないようなリスクにも立ち向かう責任感も必要である。そのようなことも

含め、議員報酬をきちんとを考えることを報酬等審議会の判断に委ねてきた。自主カットについても、報酬等審議会の答申から想定される市長等と同程度の自主カットを、一から議論していくべきものと考える。議論する場としては、総務常任委員会ではなく、過去からの例に倣い、各会派の代表が出席する会議において議論すべき。（第5号に賛成、第6号に反対、修正案1に反対）

**そ の 他 繼 続 動 議 可 決（賛 成 多 数） 賛 成 6 人 反 対 2 人**

※ 本議案2件は3月9日に一括して審査を開始しましたが、白熱した議論が経過する中、各会派の考えを再度確認したいとの意見もあり、議員から継続動議が出されました。継続動議を可決することにより、3月9日の議案審査は一旦終了し、改めて3月21日に審査を継続することとしました。自由討議の概要については、2日間の審査内容を集約したものです。

**審 査 結 果**

- ① 議員提出議案第5号 可決（賛成多数） 賛成6人 反対2人
- ② 議員提出議案第6号 議決不要
- ③ 議員提出議案第5号に対する修正案1 否決（賛成少数） 賛成1人 反対7人

※ 一度議決された同一の事項について、同一会期中に再び意思決定を行わないことを一事不再議の原則といいます。

議員から提出された「議員提出議案第5号」と「議員提出議案第6号」は、ともに市議会議員の議員報酬の改定を行うものであり、同一事項にあたります。

両議案については、一括して審査（質疑、自由討議、討論）を行った後、議員提出議案第5号から採決を行い、同議案が可決されたことにともない、一事不再議の原則に基づき、議員提出議案第6号は議決不要となりました。

## 平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号</b> 議員提出議案第7号
<b>議案名</b> 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b> <p>宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長の給与月額を「1,021,000円」から「988,000円」に、副市長の給与月額を「835,000円」から「804,000円」に改定し、さらに自主カットとして、当分の間、市長の給与月額を改定後の額から「592,000円」に、副市長の給与月額を改定後の額から「522,000円」に減額するため、宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>また、市長及び副市長の給与の改定に準じて、教育委員会教育長及び上下水道事業管理者の給与月額をそれぞれ「716,000円」から「689,000円」に改定し、さらに自主カットとして、当分の間、それぞれの給与月額を改定後の額から「482,000円」に減額するため、宝塚市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正するもの。</p> <p>また、市長及び副市長の給与の改定に準じて、病院事業管理者の給与月額を「716,000円」から「689,000円」に改定し、さらに自主カットとして、当分の間、病院事業管理者の給与月額を改定後の額から「655,000円」に減額するため、宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正するもの。</p>
<b>審査結果</b> 議決不要
<p>※ 一度議決された同一の事項について、同一会期中に再び意思決定を行わないことを一事不再議の原則といいます。</p> <p>市長から提出された「議案第25号宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」と議員から提出された「議員提出議案第7号宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、ともに市長等特別職の給与額の改定を行うものであり、同一事項にあたります。</p> <p>議案第25号の審査を行った結果、同議案が可決されたことにともない、一事不再議の原則に基づき、議員提出議案第7号は議決不要となりました。</p>

平成24年第1回（3月）定例会 総務常任委員会中間報告書  
(継続審査申出書)

議案番号	議案第23号
議案名	宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	
副市長の定数を2人から1人に改めるため、条例の一部を改正するもの。	
論点 1 組織体制の妥当性について	
＜質疑の概要＞	
問1	現在の副市長1名、理事、技監の体制はどうか。
答1	市長判断で実施したもの。理事、技監に権限を委譲するなど、意思決定過程が簡素化され決裁のスピード化が図られた。
問2	副市長が2人から1人になり、市長への関与の仕方に違いが生じないか。
答2	副市長が2名いることで牽制作用が働くこと、高度な価値判断を要することなどがあるが、1人になることで弊害が生じないよう、厳に気をつけなければならないと考えている。
問3	他都市における理事、技監は部長職を兼務している例が多いが本市はどうか。
答3	本市の理事、技監は副市長を補佐する立場であり部長職は兼務していない。
問4	副市長と理事、技監の関係は。
答4	理事は企画経営部、きずなづくり室、宝のまち創造室などを担当、技監は都市安全部、都市整備部などを担当し自らの権限事項について決裁している。その他は副市長が決裁している。なお、市長決裁の事項は、理事又は技監が所管する事項はそれぞれの決裁の後、副市長を経て市長が決裁している。
問5	他の特例市にも副市長が空席のケースがあり、適切かどうかの問題。急いで条例改正を行い後に禍根を残さないよう、急がずに様子を見るべきでは。
答5	他にも条例定数と実態が一致しない自治体があるのは事実である。
自由討議の概要	
議員A	条例で定数を改正してしまうと、今後、良い人がいても選任できなくなる。 国の制度にあわせることはない。後で合わせていっても良い。
議員B	1年だけで拙速に条例を改正することはない。今後、2人に増やすことが労力がいる。
議員C	理事、技監の妥当性を検証すべき。将来を束縛するものであり、組織の状況を見極めてはどうか。議案審査の継続をお願いしたい。
継続動議	可決（賛成多数） 賛成6人 反対2人
※ 継続動議を可決することにより、3月6日の議案審査は一旦終了し、次回の6月定例会で審査を継続することとしました。	

討 論

そ の 他

審 査 結 果